

協会けんぽ

ほっかんど

全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

職場内での回覧・配付にご協力をお願いします！

今月号のトピックス

- マイナ保険証はどんな特徴？
- 「健診当日」は健康意識が最も高まる日！
- 交通事故や第三者の行為によるケガで健康保険を使うときは

医療を受けるならマイナ保険証！

マイナ保険証には、より良い医療が受けられたり、窓口で限度額以上の支払が不要になったりする等のメリットがあります。具体的なメリットや安全性等についてはリンク先のページをご覧ください。



マイナ保険証はどんな特徴？

令和6年12月2日以降はマイナ保険証による医療機関等の受診が基本です。各種手続き等が不要で便利な「マイナ保険証」をぜひご利用ください。

名称・形状	取得方法	使用目的	使用方法	特徴
マイナ保険証 	マイナナンバーカードの入手後、マイナナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り	●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」が不要 ●就職・転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要
資格確認書 	●資格取得時等に資格確認書発行要否欄に☒を入れて申請 ●マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示	●有効期限あり（最長5年） ●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が必要
資格情報のお知らせ 	新規加入された方全員に自動的に発行	カードリーダーが使えない医療機関を受診するとき	マイナナンバーカードと「資格情報のお知らせ」の両方を医療機関に提示	「資格情報のお知らせ」のみでは受診不可

マイナ保険証の登録方法

医療機関等で

窓口にある顔認証付きカードリーダーからの申請



そのほか

- マイナポータルからの申請
- セブン銀行のATMからの申請

事業主様へ
お願い

「資格取得届」「被扶養者異動届」の手続きには、マイナナンバーを記載のうえ、5日以内に日本年金機構へ届け出いただきますようお願い致します。



「健診当日」は健康意識が最も高まる日！

健診の結果、40歳以上で生活習慣病のリスクがある方を対象に、保健師または管理栄養士等があなたに合った無理のない方法で生活習慣改善のサポート（特定保健指導）をします。

特に**健診当日は1年で最も健康意識が高まる日！**この機会（同日）に専門家から無料でアドバイスを受けて、生活習慣を改善していきましょう。

特定保健指導の流れ

普段の生活習慣を伺い、目標を設定

目標達成に向けた取り組み
（期間：3～6か月）

目標達成度のチェック



健診当日に特定保健指導を実施している健診機関で受診した場合、該当された方へ**健診機関の担当者から直接ご案内**があります。所要時間は20分程度です。

健診当日の特定保健指導は、ここがおすすめ！

受診者本人のメリット

- 健康意識が最も高まる当日にアドバイスを受けられる。
- 後日日程調整後、面談を受けるために仕事を途中で抜ける必要がない

事業所労務管理ご担当者のメリット

該当された方への連絡、日程調整等の事務負担が軽減されます。
（日程調整等については次ページ）

協会けんぽ北海道 特定保健指導機関

検 索

健診当日実施している
健診機関はこちらから ▶



事業主様へのお願い①

健診当日に特定保健指導をお受けいただく場合、検査の待ち時間や健診終了後に、保健師または管理栄養士等が20分程度の面談を行います。そのため、通常よりお時間を要しますことにご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

また、従業員の皆さまへ健診当日にご案内があった方は、健康管理の一環として特定保健指導を受けてきていただくよう、事前にお声がけをお願い致します。

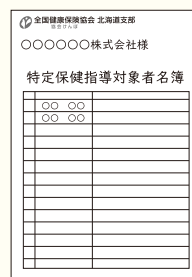
健診当日以外でも特定保健指導が受けられます！

1

協会けんぽからご担当者さまへ
「特定保健指導のご案内」
をお送り致します。



茶封筒



対象者名簿



リーフレット

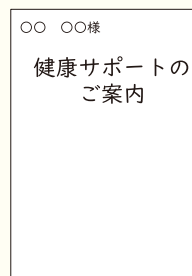
2

該当された方に、同封の
個別封筒をお渡しく下さい。

お渡しする際に、担当者さまからも会社の健康づくりの一環として申し込みされるよう、お声がけをお願いします。
併せて、面談日の日程調整もお願い致します。



白封筒



健康サポート
のご案内



生活習慣について
のアンケート

3

申し込みの連絡をお願いします。

面談希望日を決めて協会けんぽへご連絡ください。後日、協会けんぽ（または委託業者）からご連絡致します。

面談方法は以下の3つから選べます

- 事業所で対面による面談
- Z o o mによる遠隔面談
- 協会けんぽへ来訪し面談

面談時間は、いずれもお一人当たり30分程度です。

事業主様へのお願い②

健診当日に特定保健指導を受けられなかった場合には、協会けんぽ等より特定保健指導のご案内を事業所にお送りしています。事業主の皆様からのご案内があった方へ、特定保健指導を受けていただくようお声がけいただき、日程調整等にご協力をお願い致します。

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康増進を図るため、健診・特定保健指導・重症化予防に取り組み、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち「3.すべての人に健康と福祉を」「8.働きがいも経済成長も」に貢献していきます。

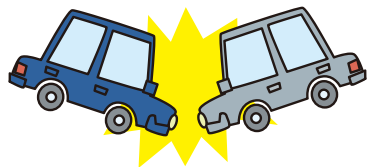
協会けんぽとSDGs

検 索

詳しくは
こちら



交通事故や第三者の行為によるケガで健康保険を使うときは



交通事故



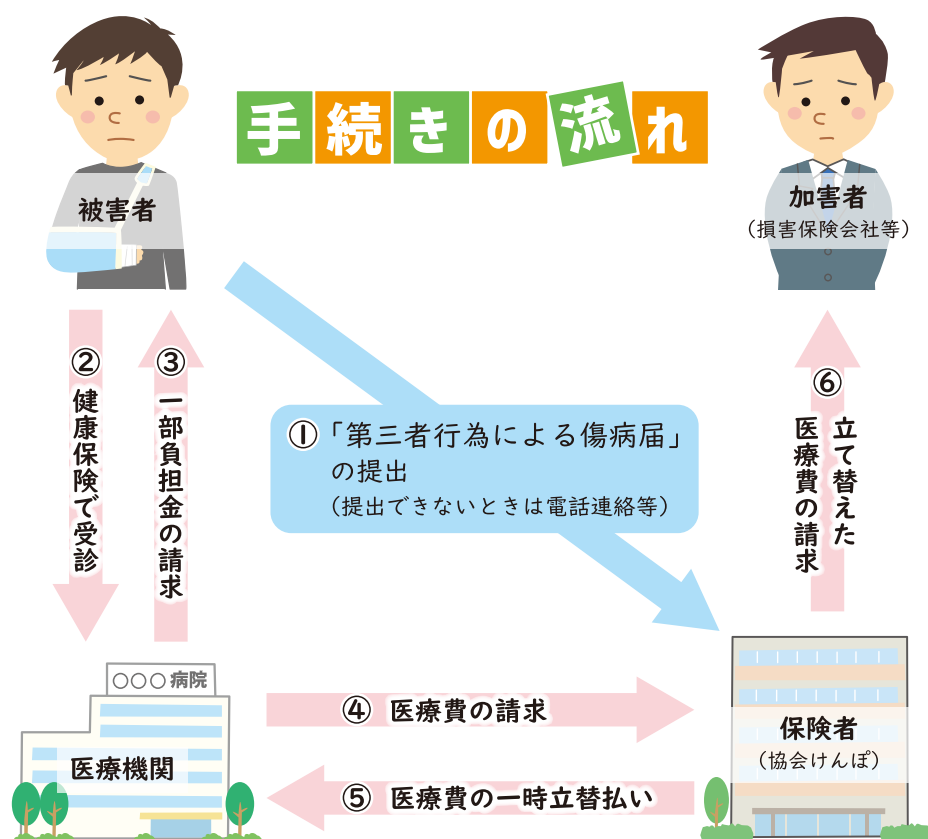
他人から暴力でケガをさせられた



他人が飼っている動物にかまれた

など

第三者の行為によってケガをし、健康保険を使って治療を受けた場合、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要です。（工作中や通勤途中の負傷の場合は健康保険を使用できません）



届出はなぜ必要？

第三者によりケガをした場合、加害者が賠償すべき医療費を協会けんぽが立て替えて負担しており、その医療費を加害者や加害者の損害保険会社等に請求するためです。

詳細はこちら



**示談は
慎重に**

示談をするときは、事前に協会けんぽ北海道支部までご連絡ください。
治療終了前に示談をした場合、示談内容により、協会けんぽが加害者に医療費の請求ができなくなります。その結果、以降の医療費は自費で受診（健康保険使用済の場合は、被害者に返還請求）いただく場合がありますので、ご注意ください。

発行元



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

〒001-8511
札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階
TEL (011) 726-0352
FAX (011) 726-0379

